令和７年度

政府が講じた死因究明等に関する施策

厚生労働省

この文書は、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第9条の規定に基づき、令和７年度に政府が講じた死因究明等に関する施策について報告を行うものである。

令和７年度

政府が講じた死因究明等に関する施策

厚生労働省

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）は、死因究明等（死因究明及び身元確認をいう。以下同じ。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的として、令和元年６月に制定された。

基本法により、政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならないとされ、関係閣僚等を構成員とする死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の下で開催された多方面の有識者を構成員とする死因究明等推進計画検討会における議論を踏まえ、令和３年６月、死因究明等推進計画が閣議決定された。

死因究明等推進計画は、死因究明等の到達すべき四つの水準（①死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること、②必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること、③全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること、④死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること）を目指して死因究明等を推進するものとし、基本法に掲げられた九つの基本的施策（①死因究明等に係る人材の育成等、②死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、③死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、④警察等における死因究明等の実施体制の充実、⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、⑥死因究明のための死体の科学調査の活用、⑦身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進、⑨情報の適切な管理）ごとに、関係省庁が講ずべき施策を整理して示している。

各施策の対象期間は、特に達成時期について具体的な記載がある場合を除き、死因究明等推進計画策定後３年程度を目安としており、関係省庁が緊密に連携しつつ、死因究明等推進計画に盛り込まれた各施策の推進状況を定期的に確認するなどして、死因究明等に関する施策の適切な推進を図っている。

死因究明等推進計画は、３年に１回、検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することとされており、本部の下に設置された死因究明等推進計画検証等推進会議を開催するなどして、死因究明等推進計画の令和９年度における変更に向けた検討を進めている。

以下では、死因究明等推進計画に基づき、関係省庁において、令和７年度中に講じた死因究明等に関する施策について、上記の九つの基本的施策ごとに記述する。

死因究明等推進白書 2026

目 次

第1章 死因究明等に係る人材の育成等

第1節 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上 …… 2
1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等 …… 2
2 大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請 …… 2
3 死体検案研修会の充実 …… 3
4 異状死死因究明支援事業等の検証等 …… 4
5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等 …… 4
6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元 …… 6
7 死亡時画像診断に関する研修会の充実 …… 6
8 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等 …… 7
9 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力 …… 8
10 死因究明等に係る研修会の実施及び協力についての大学への要請 …… 8
11 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等 …… 9
12 大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介 …… 10
13 大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知 …… 10
14 法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等の医師臨床研修指導ガイドラインへの明示 …… 10

第2節 警察等の職員の育成及び資質の向上 …… 12
1 検視官、検視官補助者等に対する教育訓練の充実 …… 12
2 全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有 …… 13
3 死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充 …… 13
4 海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実 …… 13
5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等 …… 14
6 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等 …… 14
トピックス 1 第十管区海上保安本部等の鹿児島県総合防災訓練への参加 …… 15

第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等 …… 18
トピックス 2 金沢大学における取組 …… 19

第３章　死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

1　地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要請 …… 22
2　地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの活用促進等 …… 22
3　施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施 …… 23
4　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力 …… 24
5　地方公共団体に対する地方協議会の積極的な開催の促進及び協力 …… 25
6　地方の関係機関又は関係団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示又は要求 …… 26
7　警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力 …… 26
8　歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力 …… 27
トピックス３　死因究明等推進協議会における取組 …… 29
トピックス４　滋賀県における死体検案拠点等の取組 …… 32

第４章　警察等における死因究明等の実施体制の充実

1　一層効果的かつ効率的な検視官の運用 …… 36
2　司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し …… 36
3　必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等 …… 37
4　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等 …… 38
5　死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化 …… 39
6　「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用 …… 39
7　身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等 …… 41
8　鑑識官の配置による検視等実施体制の充実 …… 41
9　死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充 …… 43
10　海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備 …… 43
11　死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化 …… 43
12　身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化 …… 44
トピックス５　身元確認照会システムを活用した身元確認業務 …… 45

第5章　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第1節　検案の実施体制の充実 …… 48
1　警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力 …… 48
2　死体検案研修会の充実 …… 48
3　異状死死因究明支援事業等の検証等 …… 48
4　死亡時画像診断に関する研修会の充実 …… 48
5　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力 …… 48
6　小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等 …… 48
7　検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元 …… 49
8　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援 …… 49
9　検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究成果の取りまとめ等 …… 50
10　死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討 …… 51
11　検案に従事する臨床医等が死因判定等について法医学者に相談できる体制の運用及び充実 …… 51
12　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請 …… 52

第2節　解剖等の実施体制の充実 …… 53
1　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力 …… 53
2　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援 …… 53
3　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援 …… 54
4　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請 …… 54
トピックス6　我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制 …… 55

第6章　死因究明のための死体の科学調査の活用

第1節　薬物及び毒物に係る検査の活用 …… 60
1　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力 …… 60
2　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援 …… 60
3　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援 …… 60
4　各地域における死因究明に係る薬毒物検査の持続可能な体制の検討及び整備への支援 …… 60
5　必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等 …… 61
6　警察における必要な定性検査の適切な実施 …… 61
7　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等 …… 62

8 海上保安庁における必要な予試験の確実な実施 …… 62
9 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請 …… 63
トピックス７ 大阪大学における取組 …… 64
第２節 死亡時画像診断の活用 …… 65
1 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力 …… 65
2 死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援 …… 65
3 異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援 …… 65
4 死亡時画像診断に関する研修会の充実 …… 65
5 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等 …… 65
6 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等 …… 65
7 死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化 …… 66
8 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請 …… 66

第７章 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
1 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力 …… 68
2 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用 …… 68
3 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等 …… 68
4 歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等 …… 68
5 身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化 …… 69

第８章 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
第１節 死因究明により得られた情報の活用 …… 72
1 死因・身元調査法に基づく通報の実施 …… 72
2 解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等 …… 72
3 異状死死因究明支援事業等の検証等 …… 73
4 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等 …… 73
5 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力 …… 73

6　検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元 …… 73
7　死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討 …… 73
8　CDRに関する体制整備についての必要な検討 …… 73
9　虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有 …… 75
トピックス８　鹿児島大学における入浴死予防に関する取組 …… 76
トピックス９　香川県におけるCDRを通じたグリーフケアの取組 …… 77
第２節　死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進 …… 78
1　犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明 …… 78
2　犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明 …… 78
3　解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼 …… 79
4　死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知 …… 79

第９章　情報の適切な管理

1　死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底 …… 82

○本白書は、原則として 2026 年９月 30 日までに入手した各省庁等の死因究明等施策に関する実績やデータ等に基づいて記載している。
○白書公表後にデータの表記や数値が変更される場合がある。

第１章

死因究明等に係る人材の育成等

第１節　医師、歯科医師等の育成及び資質の向上 ……2
第２節　警察等の職員の育成及び資質の向上 ……12

第１節 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

１　法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等

【施策番号１[注1)]】

文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援してきた。

また、令和３年度からは、当該プログラムにおいて、新たな取組として、法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援してきた。

これらの取組の結果もあり、令和７年５月１日時点で約170名の大学院生等が法医学や歯科法医学等の死因究明等に関する専門的教育を受けている。

２　大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請

【施策番号２】

文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、法歯学、薬毒物分析等に関連する記載について、これらの内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。

令和７年度は、全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含む死因究明等に係る取組を要請した。

注１） 死因究明等推進計画（厚生労働省ホームページ参照）との対応状況を明らかにするために付したもの。

資1-1-2　医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム（抜粋）

医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム【令和４年度改訂】（抜粋）

医学	第 2 章 学修目標 SO-03: 法医学 死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。 SO-03-01: 死と法 SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。 SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。 SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。 SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。 SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)について理解している。
歯学	C-4-4 法歯学 歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。 学修目標: C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。 C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。 C-4-4-3 法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を理解している。
薬学	＜学修目標＞ 3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。 ＜学修事項＞ (7) 死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ

出典：文部科学省資料による

３　死体検案研修会の充実

【施策番号３】

厚生労働省においては、平成26年度以降、検案する医師の検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）に委託し、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会（基礎）及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会（上級）を実施している。

令和７年度も、前年度に引き続き、いずれの研修会においても、講義部分は受講者専用のWebサイト上で講義動画を視聴する方法等により実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講できるよう、令和３年度から死体検案研修会（上級）の受講者の募集人員を300人に増加させ、令和４年度からは、死体検案研修会（基礎）の受講者の募集人員を1,000人に増加させた。

令和７年度における死体検案研修会（基礎）の修了者数は553人、死体検案研修会（上級）の修了者数は87人であった。

資 1-1-3　死体検案講習会事業の概要

死体検案講習会事業

1. 目　的

臨床医等の検案能力の向上

2. 講習内容（上級）



座学中心
・死体検案に関係する法令
・死体検案書の書き方
・検案の実施方法　　など



実習
監察医務機関や各大学法医学教室などにて現場実習

【死因究明等推進計画】
厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。

○令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
○令和2年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

修了者数実績

令和元年度	基礎176名	上級87名
令和2年度	基礎484名	上級0名
令和3年度	基礎543名	上級183名
令和4年度	基礎505名	上級84名
令和5年度	基礎484名	上級73名
令和6年度	基礎630名	上級61名
令和7年度	基礎553名	上級87名

出典：厚生労働省資料による

4　異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号４】

厚生労働省においては、死因究明体制の充実及び疾病予防等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業（P49【施策番号49】参照）を活用するなどして実施された死亡時画像診断の事例の分析結果を検証する事業を実施している。

また、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関して収集した情報を、関係機関において共有し、分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上の改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用している。

5　都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号５】

警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。ま

た、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官[注2)]等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和７年度は、42都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。

また、日本医師会が開催する死体検案研修会（基礎）がe-ラーニング形式で行われたところ、埼玉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等についての講義動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。

海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参加機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行った。

令和７年度は、７つの管区海上保安本部が、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等に参加した。

写真 1-1-5　三重県医師会、三重県歯科医師会及び三重県警察等による三重県警察医研修会の様子



写真提供：警察庁

注2）　原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として４年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家。

６　検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号６】

警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師の育成及び資質の向上に資することを目的として、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第６条の規定に基づく解剖（以下「調査法解剖」という。）や死因・身元調査法第５条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果を、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するよう努めている。

７　死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号７】

厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託し、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等を内容とする死亡時画像診断研修会を実施している。

令和７年度も、前年度に引き続き、受講者専用のWebサイト上で講義動画等を視聴する方法で実施した。また、より多くの医師及び診療放射線技師が本研修会を受講できるよう、令和４年度から受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた。

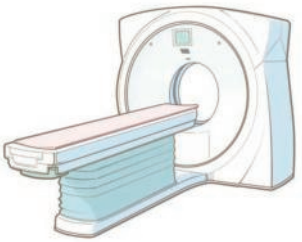
令和７年度における本研修会の修了者数は、医師が599人、診療放射線技師が780人であった。

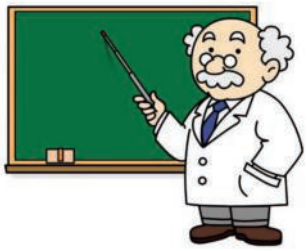
資 1-1-7　死亡時画像読影技術等向上研修事業の概要

死亡時画像読影技術等向上研修事業

【死亡時画像読影技術等向上研修】

○　CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。





【死因究明等推進計画】
厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。

修了者実績

令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和2年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和3年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和4年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和5年度	医師710名	診療放射線技師536名
令和6年度	医師584名	診療放射線技師622名
令和7年度	医師599名	診療放射線技師780名

○令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
○令和3年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

○　異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

出典：厚生労働省資料による

8　小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

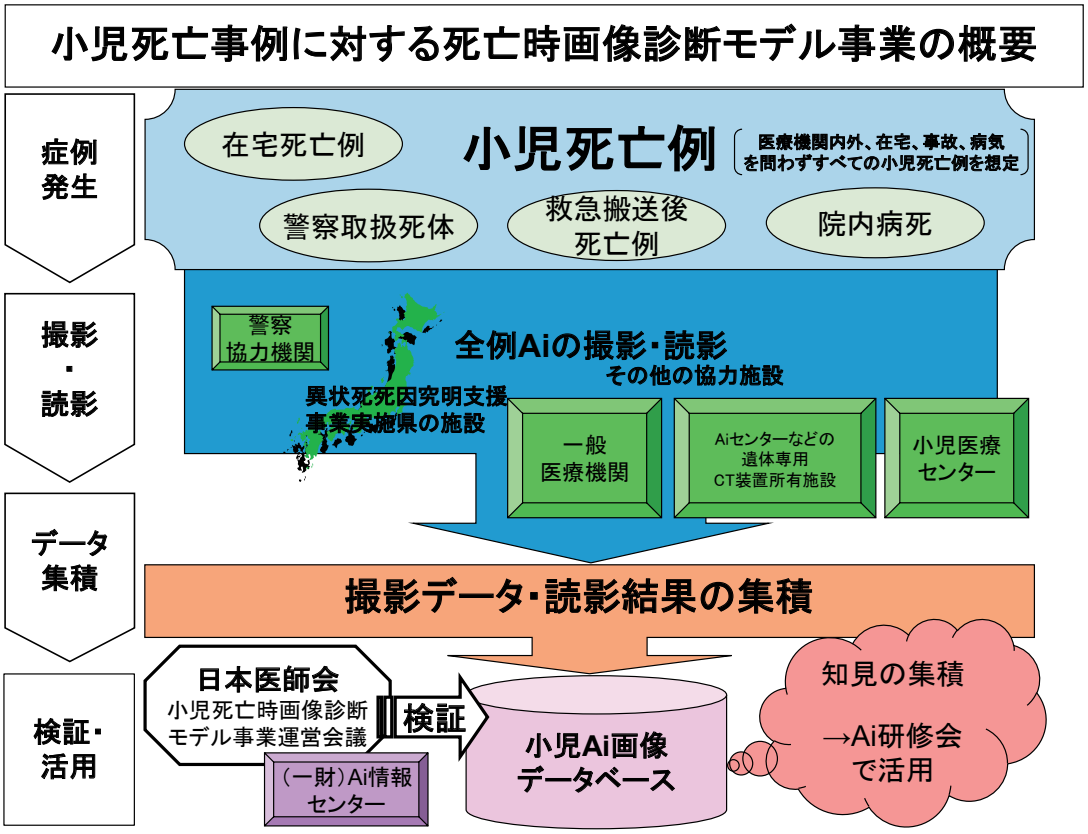
【施策番号８】

厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託し、小児死亡例に対する死亡時画像診断情報の収集及び分析を行い、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を実施するとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。

令和７年４月１日時点で、小児死亡例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、当該事業に協力している施設は47施設あり、令和７年度は、これらの施設から、14件の小児死亡例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。

また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像診断研修会の研修資料を作成したほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させている。

資 1-1-8 小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業の概要



出典：日本医師会資料による

9　死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

【施策番号９】

警察においては、死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例を紹介するなどの協力を行っている。

10　死因究明等に係る研修会の実施及び協力についての大学への要請

【施策番号 10】

文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施及び協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和７年度は、全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施及び協力などの死因究明等に係る取組を進めるよう要請した。

11　都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 11】

警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）と協議の上、策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体の取扱いの状況の説明等を行っている。

令和７年度は、43都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。

海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参加機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和７年度は、８つの管区海上保安本部が、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。

写真 1-1-11　長崎県歯科医師会等と長崎県警察による多数死体取扱訓練時の歯牙鑑定の様子



写真提供：警察庁

12　大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介

【施策番号12】

文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を各大学に紹介している。

令和７年度は、全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。

13　大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知

【施策番号13】

文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明を通じて、大学への周知を図っている。

令和７年度は、全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含む死因究明等に係る取組を要請した。

14　法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等の医師臨床研修指導ガイドラインへの明示

【施策番号14】

厚生労働省においては、令和６年度以降、研修医が死因究明に係る医師の社会的役割やその重要性を認識できる機会の創出に資するよう、臨床研修において保健・医療行政の選択研修を行う場合に、法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であること等を医師臨床研修指導ガイドラインにおいて明示している。また、各都道府県に対して、同ガイドラインを周知し、その内容の了知及び管下の臨床研修病院、保健所設置市、特別区、関係団体等に対する周知を依頼した。

令和７年度は、各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議[注3)]等を通じて、法医解剖の実施施設を研修施設とする制度の活用も含め、死因究明等に関する人材の育成や確保を検討・実施するよう促した。

注3） 令和６年度に引き続き、参集形式での会議は実施せず、厚生労働省のWebサイトへ資料及び説明動画を掲載することにより代替した。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72003.html

資1-1-14　医師臨床研修指導ガイドライン－2024年度版－（抜粋）

医師臨床研修指導ガイドライン－2024年度版－（抜粋）

第２章 実務研修の方略

Ⅱ 実務研修の方略

臨床研修を行う分野・診療科

＜必修分野＞

⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、健診・検診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正機関、産業保健の事業場等が考えられる。また、**法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられる。**

＜解説＞

必修分野及び一般外来以外の分野の研修期間中、下記の研修目的と研修方法を参考に上記施設での研修が実施できるよう、研修医の希望に応じた研修環境を臨床研修病院が整備することが望ましい。

※保健所等は地域医療研修の中で１～２日の研修を行うことは可能。

９）法医解剖の実施施設

研修目的：死因究明における医師の社会的役割を認識するとともに、その業務の実際を学ぶ。

研修方法：大学法医学教室、監察医務機関その他の法医解剖を実施している施設において、死因究明の社会的意義や制度に関する講義を受けた後に、死体検案、法医解剖、死後画像検査、薬毒物検査、死因判定等の各プロセスにおける高度な知識・技能習得に向けた実務研修を行う。

出典：厚生労働省資料による

第２節　警察等の職員の育成及び資質の向上

１　検視官、検視官補助者等に対する教育訓練の充実

【施策番号 15】

警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。

また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会（以下「日本法医学会」という。）等と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。

このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。

写真 1-2-1　長野県警察における死体取扱業務に従事する警察官に対する研修の様子



写真提供：警察庁

２　全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有

【施策番号 16】

警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識及び技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例や効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。

３　死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号 17】

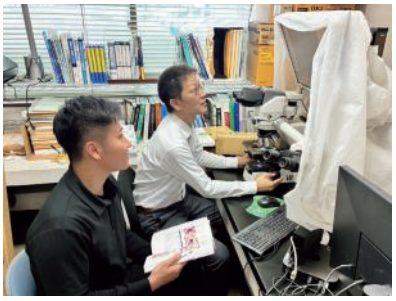
海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識及び技能を修得させる研修（以下「法医学研修」という。）を実施している。

令和７年度は、14大学の法医学教室に15名の海上保安官を派遣した。

写真 1-2-3　法医学研修の様子



東海大学



香川大学



鹿児島大学

写真提供：海上保安庁

４　海上保安官の鑑識業務等に関する研修の充実

【施策番号 18】

海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得させるとともに、これらの業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修（以下「鑑識上級研修」という。）を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。

また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、修了後、相当期間が経過した者については、その知識及び技能の維持及び向上を図るための研修（以下「上級鑑識技能維持研修」という。）を受講させることとしている。

このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部等に法医学者等を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講させたりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識及び技能の維持及び向上を図っている。

写真1-2-4　海上保安庁における上級鑑識技能維持研修の様子



写真提供：海上保安庁

5　都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号19】（再掲）

Ｐ４【施策番号５】参照

6　都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号20】（再掲）

Ｐ９【施策番号11】参照

TOPICS

1　第十管区海上保安本部等の鹿児島県総合防災訓練への参加

令和７年５月25日に行われた「令和７年度鹿児島県総合防災訓練（さつま町）」に第十管区海上保安本部及び鹿児島海上保安部所属の鑑識官等６名が参加した。

訓練では、大規模災害で多数の身元不明死体が発見された想定の下、鹿児島県警察本部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等の関係機関と連携し、

〇検視・身元確認会場の開設の訓練

〇多数死体の検視・身元確認業務の手順、方法等の一連の流れの確認

を行った。

身元確認業務の訓練では、鹿児島県歯科医師会所属の歯科医師による歯科記録での身元確認演習や意見交換が行われ、これらを通じて、歯牙の確認方法や歯科所見の記録内容について認識が共有されるとともに、歯科所見の有用性が確認された。

本訓練を通じ、関係機関が連携して取り組む重要性や、大規模災害における多数の身元不明死体に備えた演習を継続して行う必要性が再認識された。

鹿児島県総合防災訓練の様子





写真提供：海上保安庁

第２章

死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

1　法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等【施策番号21】（再掲）

Ｐ２【施策番号１】参照

TOPICS

2　金沢大学における取組

金沢大学では、令和３年度に採択された文部科学省の大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業「基礎研究医養成活性化プログラム」を通して、複数の大学法医学教室や法医歯科学教室、児童相談所をはじめとする行政機関、石川県警察、金沢地方検察庁、金沢海上保安部、工業試験場等と連携しながら採択プログラム「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」（以下「人材養成プログラム」という。）を実施した。人材養成プログラムは令和７年度で終了したが、人材養成プログラムを通して構築した他機関との協力関係を維持しつつ更なる発展を目指して、その後も継続的に法医学及び関連人材の育成に取り組んでいる。

人材養成プログラムは、医歯工法（医学・歯学・工学・法学）の各分野間の連携及び地域との連携により、児童虐待や薬物中毒、未知の感染症等の臨床分野への応用を可能とする「臨床法医学」の資質を備えた基礎研究医及び関連職種の人材を養成することを目的としている。具体的には、令和２年度に採択された文部科学省の「先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）」と連携し、石川県警察本部科学捜査研究所及び福祉関連施設が有する児童虐待や薬物中毒等に関連する情報を教育用にデータベース化し、参加大学の教員や学外連携機関の職員等がそれらを利活用することで、実践的な生体鑑定模擬演習等の法医学専門教育を行う。さらに、臨床統計、関連法規、歯科法医学、検案実習等からなる法医学基礎科目や、卓越大学院と連携し、工学・分析系の知見も取り入れた法医学先端研究科目をカリキュラムに加えて、より先駆的な「臨床法医学」を実践できる人材を養成することを根幹に据えた。

警察の捜査情報への配慮等から、教育用の大型データベースを構築することが困難であったが、次善の教育教材を模索する過程において、所々で関係機関との連携を深めた。一つ目は、災害時の身元確認や鑑定、臨床法医学等における歯科法医学と法医学との連携である。児童虐待の予兆を把握するためには、口腔内所見から初期症状を見いだす歯科医師の果たす役割が大きい。また、小児歯科医のみならず、小児科医や児童相談所職員等の地域における専門家との連携が重要であることを再認識した。二つ目は、法科大学院を通じた、時代の変化に対応した児童福祉法等の法医学関連法規の教育を行う法学関係者と児童虐待対応実務者との連携である。こうした連携を基盤とする法医学者による新たな教育体制は、歯学部を有しない大学や法科大学院教育が及ばない自治体にとっては貴重なモデルケースといえる。

大きな収穫は、人材養成プログラムを通して臨床研修中に法医学の道を志し、シフトチェンジする者が生まれたことである。さらに、人材養成プログラムは北陸のみならず、東北や関東へも広がるという成果があった。具体的には、遠隔講義を行うことで、社会人対象のインテンシブコースの受講生の居住地が石川県のほか、福井県、秋田県、新潟県、千葉県、神奈川県に分布し、日本海側発でありながら太平洋側にまで、本事業を広めることができた。

こうした取組を通じて金沢大学は、地域社会に即戦力として貢献できるプロフェッショナルの育成と、死因究明等に資する医師の入門や生涯教育に中心的な役割を果たすべく、人材養成プログラムの補助期間後の令和８年度以降も、貴重な人材を輩出し続ける所存である。

出典：文部科学省・金沢大学提出資料による



第３章

死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

1　地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要請

【施策番号22】

厚生労働省においては、令和７年度中に開催された死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じて、都道府県に対し、死因究明等に係る取組への財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死因究明等の実施体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和４年３月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアル[注4)]（以下「マニュアル」という。）において、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。

2　地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの活用促進等

【施策番号23】

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和４年３月にマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。

令和７年度は、各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議を通じて、都道府県に対し、１年に１回は地方協議会を開催するとともに、マニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。

注4） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shiinkyuumei_chihou.html

資3-2　死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル　概要

1.本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2.地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3.地方協議会を設置する際の具体的な手順

①事務局として担当者を決める
②死因究明等に関連する情報を収集する
③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4.地方協議会における取組事例

・東京都死因究明推進協議会　・滋賀県死因究明等推進協議会
・大阪府死因調査等協議会　・香川県死因究明等推進協議会
・鹿児島県死因究明等推進協議会

5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

（1）死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
（2）解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
（3）法医学等の人材の育成・確保

6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7.地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

（1）現状分析・目標設定
（2）施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
（3）施策の実施・状況報告
（4）評価検証・施策の改善

8.死因究明等の体制構築事例の紹介

（1）民間医療機関による死因究明体制の構築
（茨城県筑波剖検センター）
（2）地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
（3）死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
（4）奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
（5）薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9.地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10.支援制度など国の取組の紹介

出典：厚生労働省資料による

3　施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施

【施策番号24】

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。

引き続き、当該調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

４　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号25】

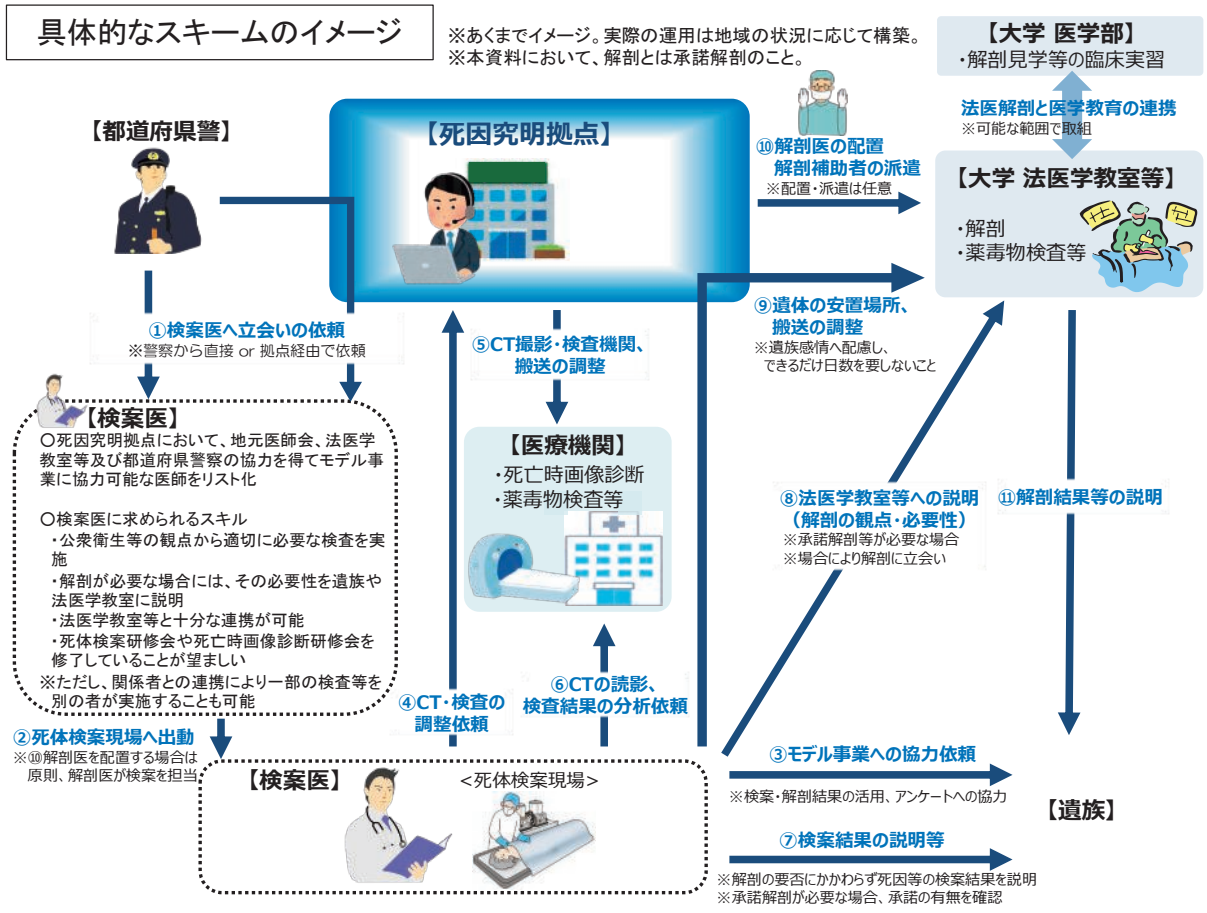
厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和４年度から、一部の都道府県等を実施主体として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を実施している。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や、遺族の承諾を得て医師等の判断により行う解剖（以下「承諾解剖」という。）を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和６年度以降、これまでの成果や課題を踏まえ、承諾解剖の実施方針を作成して承諾解剖が必要な事例の明確化を図ること等を、各地域における取組内容の具体例として事業実施要綱に明記している。

令和７年度は、１都道府県・３大学で当該事業を実施しているところ、引き続き、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資3-4　死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5　地方公共団体に対する地方協議会の積極的な開催の促進及び協力

【施策番号26】

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の変更について」（令和６年７月５日付け医政発0705第１号厚生労働省医政局長通知。以下「計画変更通知」という。）により、各都道府県知事及び各市区町村長に対して、政府において死因究明等推進計画の変更が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第５条の地方公共団体の責務に係る規定、第30条の地方協議会[注5)]の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえた死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。

令和４年度末時点で、すべての都道府県において地方協議会が設置・開催されており、令和７年度も引き続き各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じて、都道

注5）地方協議会は、一般的には都道府県の衛生部局が事務局となり、警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁等の関係機関が構成員となり、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するもの。

府県に対し、地方協議会の活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、評価することを求めている。

なお、令和７年度以降、異状死死因究明支援事業（P49【施策番号49】参照）において、地域における死因究明等に係る課題の解決等のため、地方協議会の下で開催する研修に必要な経費を予算に盛り込んでいる。

６　地方の関係機関又は関係団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示又は要求

【施策番号27】

厚生労働省においては、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、こども家庭庁成育局長、日本医師会会長及び日本歯科医師会会長に対し、各都道府県知事及び各市区町村長に宛てて計画変更通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。

厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、海上保安庁及びこども家庭庁においては、関係機関・関係団体に対し、文書の発出や会議・研修等での指示等を通じて、地方協議会の活用に向けた協力等を求めている。

７　警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号28】

厚生労働省、警察庁、海上保安庁、日本医師会においては、関係機関・関係団体に対し、文書の発出や会議を通じて、検案する医師等の確保に向け、死体検案研修会（上級）（Ｐ３【施策番号３】参照）の修了者を活用することを促している。

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視又は調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年７月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

厚生労働省においては、令和７年度補正予算では、異状死死因究明支援事業（P49【施策番号49】参照）において、大規模災害時等における死体検案に係る資機材等の整備に必要な経費を新たに盛り込んだ。

厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動協

力医会」連絡協議会等の会議の開催時に、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における死体取扱業務の体制等について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等の協力を依頼している。

文部科学省においては、令和７年度中に開催された全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視又は調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

８　歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号29】

厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・関係団体とともに歯科医療を迅速に提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、当該研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認も含まれる。

警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時に、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどの協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和７年度中に開催された全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

写真3-8　令和７年度秋田県総合防災訓練における身元確認業務の様子



写真提供：警察庁

TOPICS

3　死因究明等推進協議会における取組

死因究明等の推進については、基本法第５条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、また、同法第30条において「地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。」と規定されていることから、国だけではなく、都道府県における取組も重要である。

地方協議会については、令和４年度末までにすべての都道府県に設置されているところ、地方協議会を活用した死因究明等に係る施策形成の取組として、都道府県の死因究明等推進計画の策定状況について紹介する。

（１）大阪府

大阪府においては、これまで「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成30年２月）」や、令和５年３月に策定した「大阪府死因究明等推進計画」（以下「府計画」という。）に基づき死因究明等に係る施策に取り組んできたところ、大阪府死因調査等協議会（以下「府協議会」という。）において、これまでの取組状況や死因究明等推進計画の変更等の国の動きも踏まえ、府計画の改定に向けた議論がなされた。

府協議会での議論も踏まえ、令和８年３月に改定した「第２期大阪府死因究明等推進計画」においては、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していくこと、死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で異なる検案体制の均てん化に継続して対応することを基本方針としている。

TOPICS

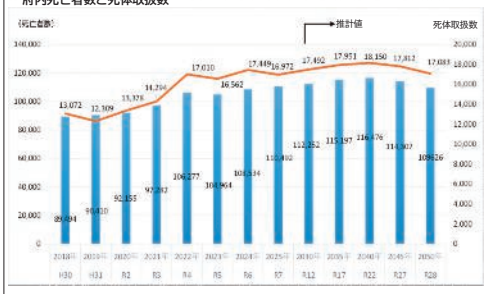
第2期大阪府死因究明等推進計画の概要

1 基本的事項

〈 計画の趣旨 〉
死因究明等推進基本法に基づき閣議決定された「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、府における死因究明と身元確認に関する施策を進めるため策定するもの
〈 計画の位置付け 〉地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定
〈 計画期間 〉令和8年4月～令和11年3月（3年間）

2 現状と課題（現計画期間を踏まえて）

府内死亡者数と死体取扱数



出典：（死亡者数）2024年までは総務省「人口動態調査（確定値）」、2025年は総務省「人口動態調査（速報値）」、2026年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」に「出生、死亡及び自然増加の率（総人口）」を乗じて算出
（死体取扱数）大阪府警察本部提供データ、今後の推移は死亡者数を基に過去5年間の平均伸び率を乗じて算出

1. 死亡者数の増加に伴い、警察の死体取扱数も増加（2040年　ピーク時は、2020年比約1.36倍の18,150件）が見込まれるが、警察医の高齢化や法医学教室の人材不足等により、死因究明に関わる人材が不足 ⇒ 人材の確保と育成が必要
2. ①監察医制度のない大阪市外での死亡時画像診断の実施が限定的（R7年実績：市内2,125件、市外137件）
⇒ 府域全体の死因究明体制の均てん化が必要
②公衆衛生の向上への更なる貢献
⇒ 検案等により得られた情報の積極的な発信
3. 死因究明等の体制を維持する必要
⇒ 築70年目を迎える監察医事務所の老朽化対策が急務
4. ①在宅での看取りの円滑化
⇒ 人生会議を含めた死因究明制度等の周知啓発が必要
②大規模災害時の身元確認等の体制整備
⇒ 関係機関と連携した身元確認調査体制の整備が必要

3 死因究明等の体制整備に向けた方針

現計画での取組及び現状と課題を踏まえ、引き続き次の基本方針を念頭に、4つの重点施策を推進する。

【基本方針】
■超高齢多死社会に対応していくため、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していく。
■死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

基本方針を踏まえた取組状況と次期計画の施策体系と方向性

重点施策	計画における取組の方向性
1 死因診断体制の整備	・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上 ・死因究明等を担う人材不足への対応 ・警察医（大阪市外）の高齢化、人材不足への対応 ・警察医等の検案技術の向上
2 適切な検査・解剖体制の構築	・死亡時画像診断等の導入と市外での活用による均てん化 薬物検査等各種検査の充実 ・解剖や大規模災害に際しての遺族への配慮 ・検案、解剖等で得られたデータの利活用（熱中症等）
3 施設の連携・強化	・検査・解剖が可能な協力施設の確保・連携推進 ・監察医事務所の老朽化対策
4 施策推進のための環境整備	・穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり（人生会議の普及啓発） ・情報の適切な管理（国CDR※検討会を踏まえた対応） ・府域全体での身元確認体制の整備 ※ CDR…Child Death Review：予防のためのこどもの死亡検証

出典：大阪府資料による

（2）長崎県

長崎県においては、平成30年度に長崎県死因究明等推進協議会を設置し、長崎県における死因究明等に係る各種事業の推進を図るとともに、その方策等について議論を行ってきた。

死因究明等推進基本法の制定や死因究明等推進計画の策定等の国の動きも踏まえ、長崎県におい

TOPICS

ても、死因究明に係る各種課題を解決するために長崎県死因究明等推進協議会にて議論を行い、「長崎県死因究明等推進計画」（以下「県計画」という。）を令和８年３月に新たに策定した。

県計画では、長崎県の現状と課題を洗い出し、施策の方向性及び目標として具体的取組（検討）内容の把握及び具体的な数値による成果・指標を定めている。

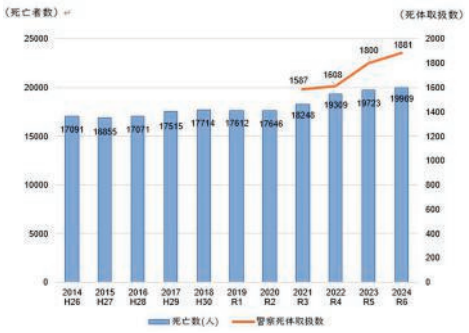
長崎県死因究明等推進計画の概要

1 基本的事項

〈 策定の趣旨 〉
「死因究明等推進基本法」及び「死因究明等推進計画」において、“死因究明等の到達すべき四つの水準”と“関係省庁が講ずべき九つの基本的施策”が示され、長崎県においても、死因究明に関する施策を進め、各種課題を解決し、県民の皆様が安全・安心に暮らし、生命及び個人の尊厳が保持される社会を実現するため策定するもの
〈計画期間等〉
国計画の期間（令和6年度から3年間）に合わせ、随時見直していく

2 現状と課題

死亡者数と死体取扱数



引用：「人口動態調査」（2014年～2024年）

1. 死亡者数の増加に伴い、警察の死体取扱数も増加している。令和6年度の警察死体取扱い件数のうち、死因究明のため長崎大学医学部法医学教室に搬送・検案した割合は全体の33%で、特に離島地区では搬送にかかる負担が大きくなっている。
2. 県内では、長崎大学医学部法医学教室が唯一の法医解剖実施機関であり、県内におけるすべての解剖を行ってる。また、警察取扱死体の約8.4%（R6）で死体解剖が行われており、負担が大きくなっている
3. 死因究明関連機関が長崎地区に集中しており、離島、県北地区での死因究明等を担う体制が不足している。
4. 公衆衛生の向上及び増進への貢献
→孤独死データや、薬毒物関連異状死の分析、死因究明関連情報の発信等

3 施策の方向性

1 死因究明等体制の整備・充実

（1）目指すべき姿
死因調査及び身元確認等の死因診断の大部分を担っている長崎大学医学部法医学教室の負担軽減
（2）具体的取組（検討）内容
①県死因究明等推進協議会において現体制の現状を把握し、体制の強化や各機関での連携を協議する
②県北・離島地域における死因究明体制の検討（CT検診車・ICT等）
③かかりつけ医との連携・協力の検討

2 死因究明等を担う人材の育成及び確保

（1）目指すべき姿
死因究明等業務を担う人材の育成、知識・技術の向上・維持
（2）具体的取組（検討）内容
①人材を養成・育成するための研修会等の開催
②知識や技術の向上・維持に係る研修や訓練の開催

3 公衆衛生の向上及び増進に資する取り組み

（1）目指すべき姿
死因究明等により得られた知見について、公衆衛生の向上及び増進に資する情報として利活用できる体制を整備し、予防可能な死亡を防止する
（2）具体的取組（検討）内容
①孤独死データの分析・還元
②薬毒物検査データの分析・還元
③死因究明データ等の医療現場への活用

出典：長崎県資料による

TOPICS

4 滋賀県における死体検案拠点等の取組

滋賀県では、平成27年に死因究明等推進協議会を設置し、県を挙げて死因究明等に関する諸問題の解決に取り組んでおり、当該協議会を通して、地域医師会、滋賀県警察、地方検察庁、県知事部局及び大学が有機的に連携している。また、平成28年に県知事に提出した「滋賀県死因究明等推進協議会　第一次提言」では、死因究明用CTの設置、死因究明等に関わる人材の確保等を目標として掲げている。

滋賀県では、令和６年度に、死亡時画像診断システム整備に関する国庫補助を受けて死因究明用CTが整備され、令和７年５月から運用が開始された。一方で、CTが整備されたものの、死体検案の一環でCT撮影される例が少なく、死体検案を担う地域医師がCTを用いた死体検案を経験していないのが実情であった。そこで、「死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）」（P24【施策番号25】参照）では、CTがある滋賀医科大学に死体検案拠点を置き、近隣警察署で取り扱う異状死体を集約して、地域医師による死体検案を行うこととした。

また、死因究明等に係る人材確保も課題の一つであった。これまで、滋賀県では、医師、歯科医師、臨床検査技師及び看護師がこれらの関連業務に従事することがあったが、その他の医療系の資格保有者については、その適性等について検討がなされていなかった。そこで、救急救命士の資格保有者に着目し、死因究明等に関する業務に参加する機会を設けるとともに、教育機会の確保について検討した。

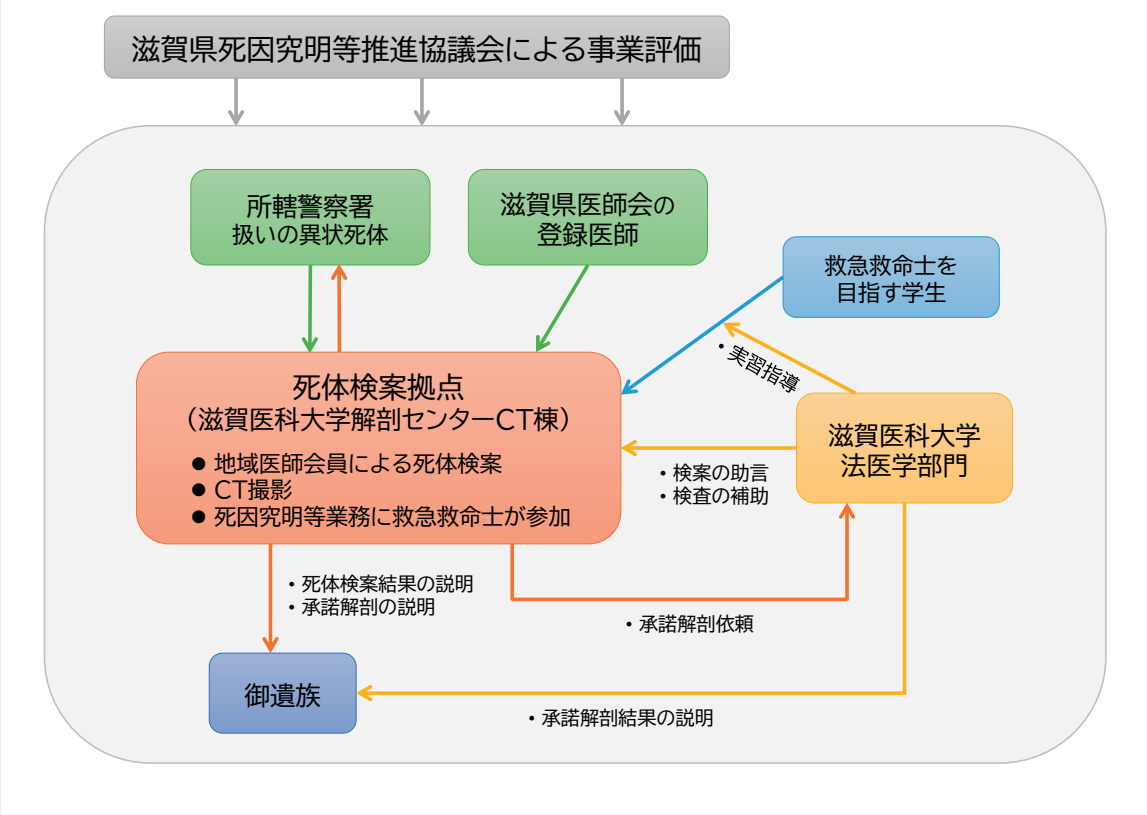
CTを用いた死体検案を行った医師からは、「CTは死因究明に欠かせないツールである」「全例で撮影すべきである」との意見があり、その有用性が認識されていた。また、CTで死因となり得る所見がない場合には、法医解剖が必要であることにも理解が示されていた。

死体検案や法医解剖に参加した救急救命士の資格保有者は、抵抗なく死因究明に関する業務に参加していた。特に、死体検案などで必要とされる知識や技能については、救急救命士が現場に臨場した際に必要とされる内容と共通しており、生涯学習の一環としても有用であるとの意見があった。また、死因究明に関する内容について、救急救命士を養成する学校で是非とも取り入れるべきとの意見があったため、救急救命士養成を行う大学の学生から希望者を募り、法医解剖の見学実習を行った。

本モデル事業を通じて、CT撮影は死体検案における有用なツールであることが地域医師の間に浸透した。また、死因究明に関する業務は、救急救命士のキャリアパスの一つとなり得ることも明らかになった。一方で、CT撮影のための搬送に車両や人員が割かれるなどの問題点も明らかになり、広く関係者の理解が必要であることも分かった。

TOPICS

モデル事業の概要



出典：滋賀医科大学による

第４章

警察等における死因究明等の実施体制の充実

1　一層効果的かつ効率的な検視官の運用

【施策番号30】

警察においては、今後見込まれる死体取扱数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場していない場合であっても、警察署捜査員から送信された映像等によって死体や現場の状況をリアルタイムに確認し、現場臨場の要否や優先順位を判断すること等ができる映像伝送装置の整備・活用を推進している。

資4-1　警察の死体取扱業務における映像伝送装置の活用



出典：警察庁資料による

2　司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し

【施策番号31】

警察庁においては、毎年、司法解剖や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会等とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。

こうした見直しを踏まえ、令和８年度当初予算では、司法解剖に要する経費（2,633百万円）及び調査法解剖に要する経費（327百万円）を盛り込んだ。

資4-2　警察庁予算における司法解剖及び調査法解剖に要する経費の推移

（単位：百万円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
司法解剖	2,221	2,297	2,389	2,623	2,633
調査法解剖	270	289	300	287	327

出典：警察庁資料による

３　必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号32】

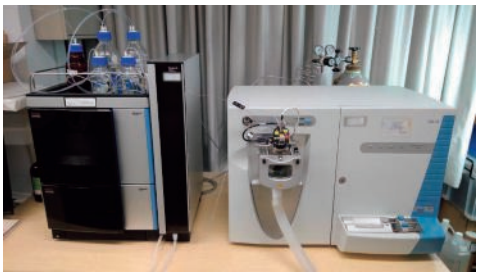
警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、薬毒物の分析機器や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を通じて、科学捜査研究所の体制の整備を図っている。

各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和７年度補正予算では薬毒物の分析機器の整備に要する経費（255百万円）を、令和８年度当初予算では鑑定用標準品の整備に要する経費（３百万円）を盛り込んだ。

資4-3　薬毒物鑑定に係る分析機器



◆　血液や尿中等に含まれる薬毒物、飲食物等の中に含まれる毒物の鑑定に用いる。



◆　揮発性の低い物質を高感度に検出・特定することが可能であり、薬毒物鑑定に活用される。

出典：警察庁資料による

4　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号33】

死因・身元調査法第５条の規定に基づく検査は、原則として医師の協力を得て行われることから、警察においては、当該検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視又は調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。

令和７年中に警察が取り扱った死体20万4,562体（交通関係の死者を除く。以下同じ。）のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは19万3,126体（94.4%）であった。

資4-4　警察における薬毒物検査の実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	173,220	196,103	198,664	204,184	204,562
うち薬毒物検査実施体数（※）	162,959	184,429	186,243	191,110	193,126
実施率	94.1%	94.0%	93.7%	93.6%	94.4%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

５　死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化

【施策番号34】

警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和７年４月１日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,587機関、海上保安部署において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は339機関となっている。

また、令和７年中に警察が取り扱った死体20万4,562体のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは２万20体（9.8%）、令和７年中に海上保安庁が取り扱った死体329体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは85体（25.8%）であった。

資4-5-1　警察における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	173,220	196,103	198,664	204,184	204,562
うち死亡時画像診断実施体数（※）	16,534	18,249	18,983	20,339	20,020
実施率	9.5%	9.3%	9.6%	10.0%	9.8%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

資4-5-2　海上保安庁における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	276	355	331	381	329
うち死亡時画像診断実施体数（※）	74	77	69	79	85
実施率	26.8%	21.7%	20.8%	20.7%	25.8%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

６　「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号35】

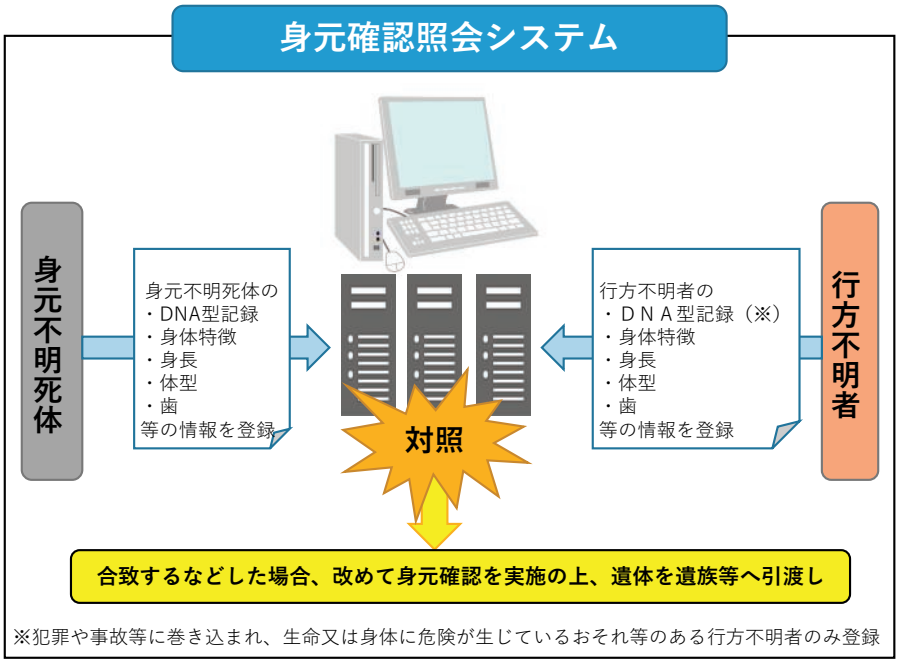
警察においては、身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たって、DNA型記録及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会

システム」を構築し、その適正かつ効果的な運用を図っている。

身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等による令和７年中の身元不明死体の身元確認件数は118件であった。

なお、令和７年12月31日時点で、DNA型データベースに登録されている身元不明死体のDNA型記録は8,552件、特異行方不明者（犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれ等のある行方不明者）等のDNA型記録は8,470件であり、令和７年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は74件であった。

資4-6-1 身元確認照会システムの概要



出典：警察庁資料による

資4-6-2 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
身元確認件数	191	155	145	132	118

出典：警察庁資料による

資4-6-3 警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
身元不明死体票作成数	518	510	543	518	548

出典：警察庁資料による

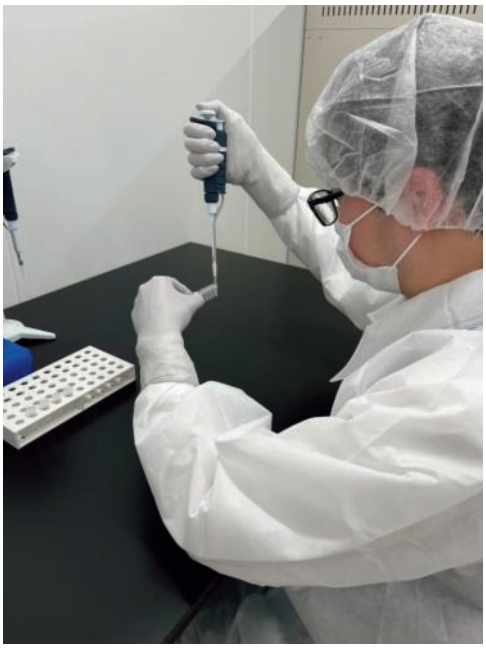
７　身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号36】

警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。

令和８年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費（3,359百万円）を盛り込んだ。

写真4-7　DNA型鑑定の実施の様子



写真提供：警察庁

８　鑑識官の配置による検視等実施体制の充実

【施策番号37】

海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官を配置するなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。

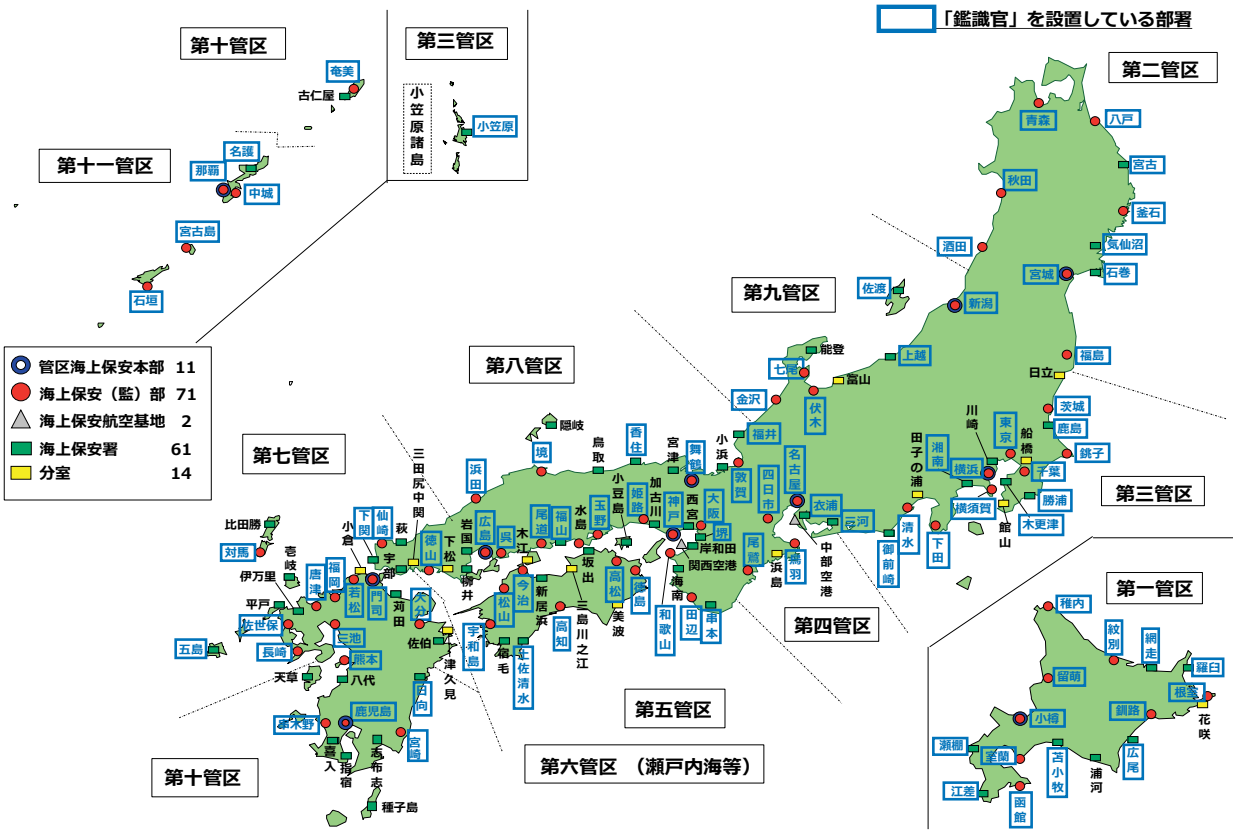
なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格し、かつ、法医学研修を修了した者の配置に努めており、令和７年４月１日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、99部署に100名の鑑識官を配置している。

写真4-8-1 鑑識官の活動の様子



写真提供：海上保安庁

資4-8-2 鑑識官の配置状況



出典：海上保安庁資料による

９　死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号38】（再掲）

P13【施策番号17】参照

10　海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備

【施策番号39】

海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図っている。

令和７年度は、新たに海上保安部署１部署に検視室を、３部署に遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和８年３月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、92部署に検視室が、91部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。

写真4-10　海上保安部署の検視室



写真提供：海上保安庁

11　死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化

【施策番号40】

海上保安庁においては、死因・身元調査法第５条に基づく検査を適切に実施するためには、検案する医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参加や、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

12　身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号41】

海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、DNA型鑑定を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参加や、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和７年中に海上保安庁が取り扱った死体329体のうち、DNA型鑑定が行われたものは23体（7.0％）、歯牙の調査が行われたものは27体（8.2％）であった。

TOPICS

5　身元確認照会システムを活用した身元確認業務

警察庁の身元確認照会システムに登録されている身元不明死体情報及び行方不明者情報は、各都道府県警察の身元確認担当者が登録し、身元不明死体の身元確認や行方不明者の速やかな発見に資するために活用されている。身元確認担当者は、身元確認等を行う上で必要な情報を正確かつ最新の状態に維持する必要があるため、当該システムに情報を登録する際には、細心の注意を払っている。

徳弘事務官【警察庁刑事局犯罪鑑識官付身元係】

身元確認担当者は、対象となる身元不明死体の年齢や身長等の特徴データを身元確認照会システムに入力・照会し、回答された複数のデータを一つ一つ目視で確認した上、対照するなどして身元確認業務を行っている。

行方不明者等の顔写真が登録されていれば、システムによる対照がしやすいが、顔写真が登録されていない場合や身元不明死体の顔が損傷、腐敗している場合には、着衣や所持品などの情報から類似する資料を探し出して、身元の特定に繋げなければならない。

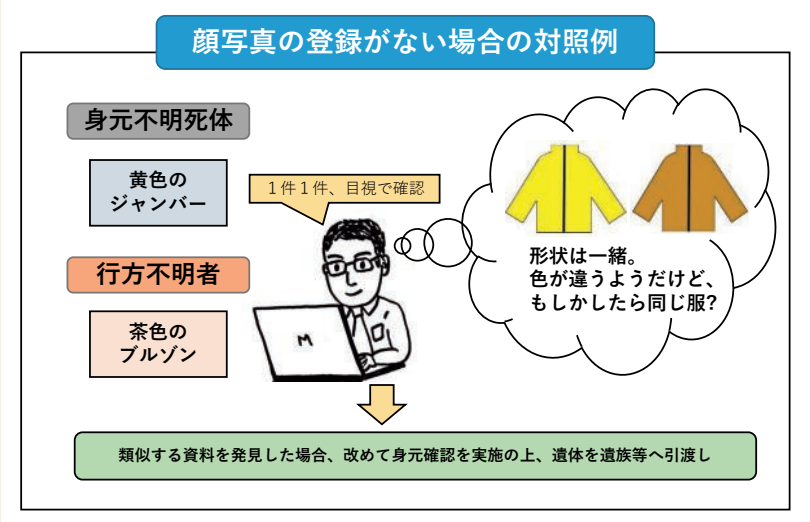
一例を挙げれば、発見された身元不明死体の着衣は「黄色のジャンパー」だったが、行方不明者情報（当該身元不明死体）には、「茶色のブルゾン」と登録されていたということがあった。これは、元々「茶色」だった着衣が風雨にさらされて変色していたことや登録した人の主観が影響して齟齬（そご）が生じてしまっていたと考えられる。

このような場合もあることから、身元確認担当者は、色々な視点から様々な可能性を考える力と一つ一つの可能性を確認していく根気が求められる。

また、配置される身元確認担当者は、警察官ばかりではない。例えば、以前は会計業務を担当しており、身元確認担当者になって初めて多くの死体の写真を見る警察職員もいるが、身元確認担当者として、損傷が激しい死体であっても、システムに登録された写真を拡大して身元の特定に繋がる特徴を探している。

このように全国の身元確認担当者は、「一人でも多くの方を御家族のもとへ」の信念で、日々の業務に当たっている。

身元確認照会システムによる身元確認業務の一例



出典：警察庁資料による

第５章

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第１節　検案の実施体制の充実 ……48
第２節　解剖等の実施体制の充実 ……53

第１節 検案の実施体制の充実

１ 警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号42】（再掲）

P26【施策番号28】参照

２ 死体検案研修会の充実

【施策番号43】（再掲）

Ｐ３【施策番号３】参照

３ 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号44】（再掲）

Ｐ４【施策番号４】参照

４ 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号45】（再掲）

Ｐ６【施策番号７】参照

５ 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号46】（再掲）

P24【施策番号25】参照

６ 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

【施策番号47】（再掲）

Ｐ７【施策番号８】参照

７　検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号48】（再掲）

Ｐ６【施策番号６】参照

８　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号49】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事等が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和７年度は、38都道府県から、都道府県知事等が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費、地方協議会の下で開催する研修に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

なお、令和７年度補正予算では、死因究明等推進計画を踏まえ、必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、遺体搬送、感染防護消耗品の整備、大規模災害時等における死体検案に係る資機材等の整備に必要な経費を盛り込んだ。

資5-1-8　異状死死因究明支援事業の概要

異状死死因究明支援事業

目的

○ 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

○ 補助先：都道府県その他厚生労働大臣が認める者
○ 補助率：1／2

① 解剖や死亡時画像診断、薬毒物等検査の実施に必要な経費の支援
② 死因究明等推進協議会を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援
③ 死因究明等に係る課題解決のため地方協議会の下で開催する研修に必要な経費の支援
④ 遺体安置場所等から解剖等実施施設への遺体搬送に必要な経費の支援
⑤ 解剖医等自身が遺体からの感染を防ぐため、感染防護等消耗品の整備に必要な経費の支援
⑥ 大規模災害時等における死体検案に係る資機材等の整備に必要な経費の支援

【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都道府県数	27	31	30	33	38

※令和7年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

9　検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究成果の取りまとめ等

【施策番号50】

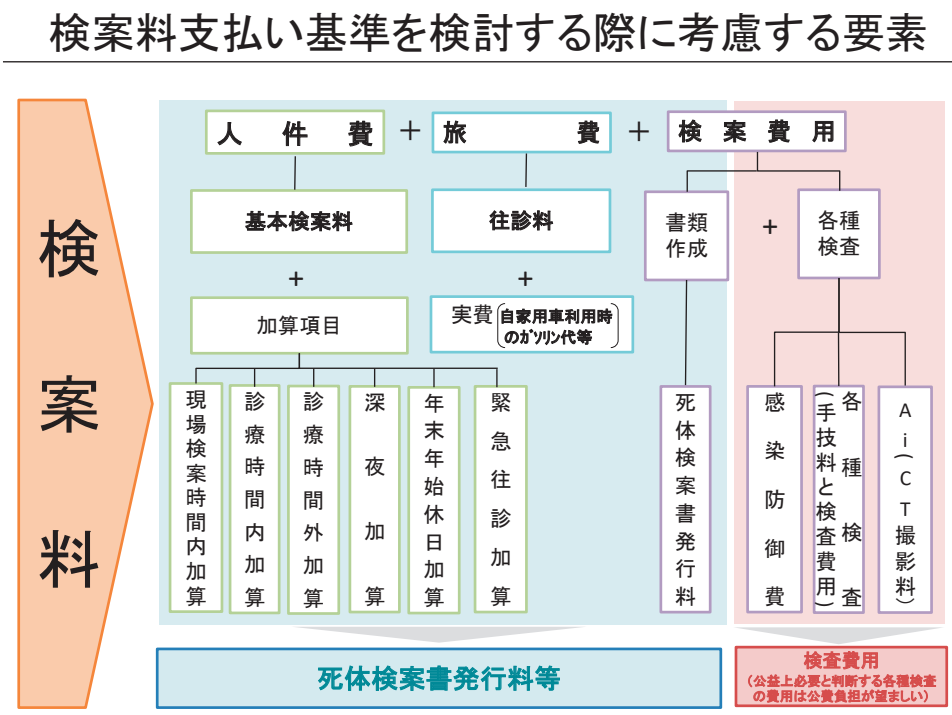
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討が行われた。

令和５年度は、警察業務に協力している又は検案の現場を担っている医師を対象に、検査の費用や検案書発行料の金額基準や算定根拠についての考え方に関するアンケート調査（死体検案料に関する意識調査）を実施した。当該調査の結果では、これまで本研究にて検討してきた検案料についての基本的な考え方と、当該調査対象者の大半の考え方に大きな相違はなかった。

令和６年度は、各都道府県知事に対して、本研究成果は、死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられること等を通知するとともに、その内容の了知及び管下医療機関等に対する周知を依頼した。

令和７年度においても、引き続き、その内容を地方協議会等において周知すること等を依頼している。

資5-1-9　検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素



出典：厚生労働省資料による

10　死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討

【施策番号51】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書（死体検案書）の様式や電子的交付について検討が行われた。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定）において、死亡診断書（死体検案書）の提出を含めた死亡に関する手続のオンライン・デジタル化に向けて、課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計・開発に関する検討を進める旨が記載された。厚生労働省においては、これらの研究や政府全体のデジタル化の取組方針を踏まえながら、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進めている。

11　検案に従事する臨床医等が死因判定等について法医学者に相談できる体制の運用及び充実

【施策番号52】

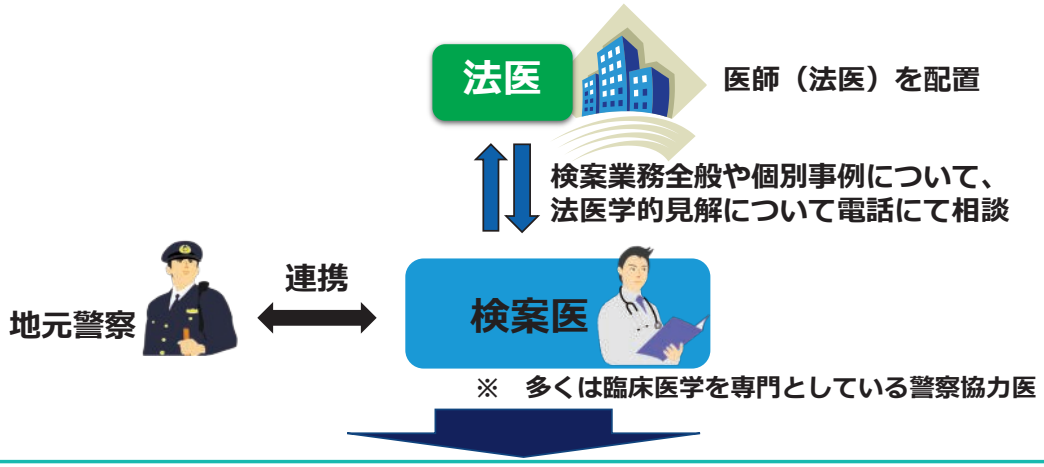
厚生労働省においては、平成30年度以降、臨床医等が検案に当たって的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案に従事する臨床医等が死因判定等について法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する死体検案相談事業を行っている。

令和２年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和３年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等において当該事業の普及啓発を図っている。

資5-1-11 死体検案相談事業の概要

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

○ 監察医制度のない地域では、検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医） が死体検案を行っている。
○ 死因究明等推進計画においては、検案の実施体制の充実が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医 （法医学を専門とする医師） に相談できる体制が必要。



○ より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。

出典：厚生労働省資料による

12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号53】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和７年度は、全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力等の死因究明等に係る取組を要請した。

第２節　解剖等の実施体制の充実

１　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号54】（再掲）

P24【施策番号25】参照

２　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号55】

厚生労働省においては、平成22年度以降、死因究明体制の構築を推進することを目的として、死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業を実施している。

令和７年度は、14都道府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資5-2-2　解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業の概要

解剖･死亡時画像診断等に係る施設･設備整備事業

目　的

○　死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設や設備を導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

○　補助先：都道府県等　　○　補助率：1／2

①施設整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）の支援

②設備整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都道府県数	1	5	10	8	14

※令和7年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

3　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号56】（再掲）

P49【施策番号49】参照

4　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号57】（再掲）

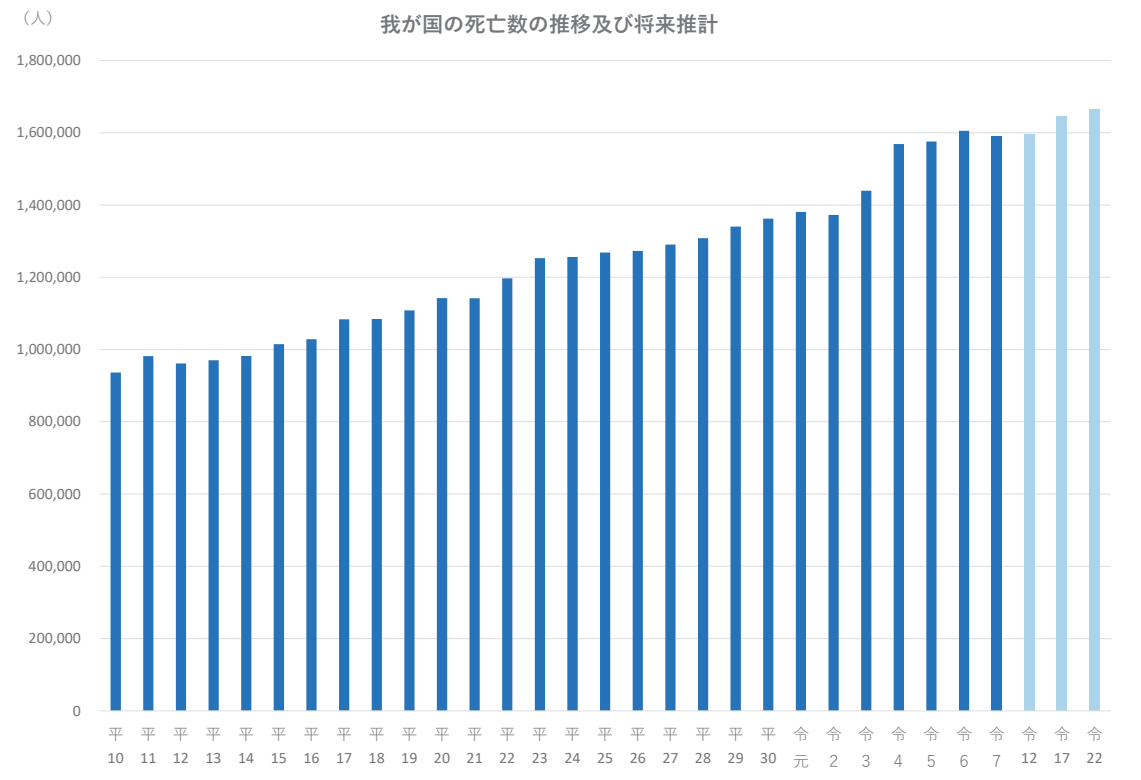
P52【施策番号53】参照

TOPICS

6　我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制

我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和７年は158万9,533人となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万５千人にまで増加すると推計されている。



出典：厚生労働省資料による

こうした中、警察や海上保安庁が取り扱った死体のうち、犯罪の嫌疑が認められるものは司法解剖が、司法解剖の対象ではなくとも、その死因が警察や海上保安庁として被害の拡大・再発防止等の措置を講ずる必要があるような市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを確認するため、必要があるものは調査法解剖が、それぞれ実施されている。

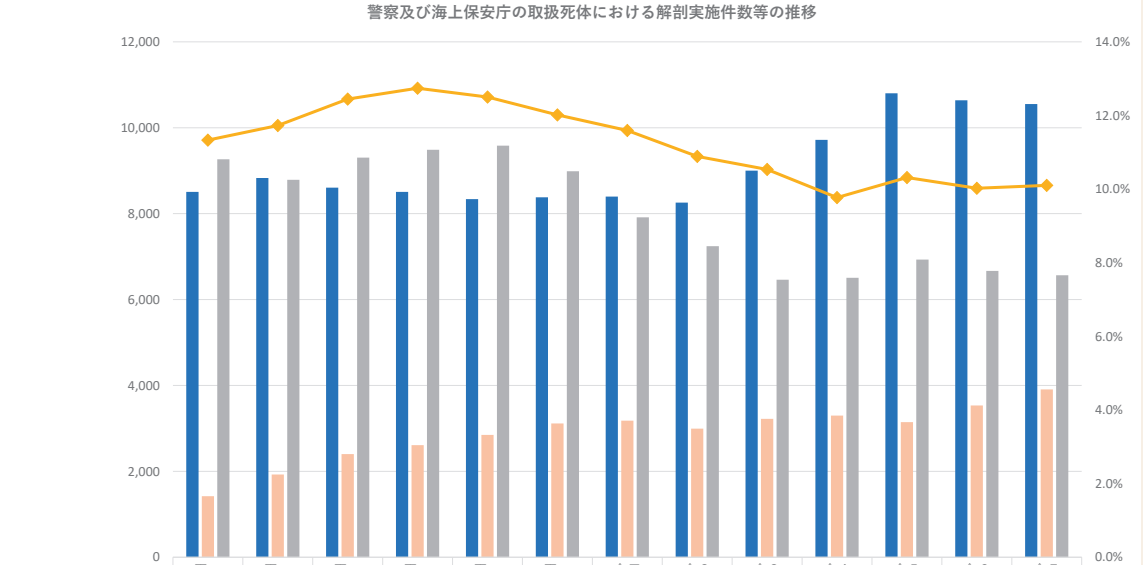
また、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合）、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定に基づき、監察医解剖が実施されたり、承諾解剖が実施されたりするケースもある。

警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令

TOPICS

和７年までの間の解剖率[注6)]をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和７年の10.1%まで減少している。

また、解剖の種別ごとにその実施件数をみると、令和３年以降、司法解剖及び調査法解剖は増加傾向にあり、その他の解剖は概ね横ばいとなっている。



	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令２	令３	令４	令５	令６	令７
司法解剖実施件数	8,507	8,831	8,605	8,508	8,337	8,379	8,398	8,256	9,001	9,717	10,802	10,639	10,551
調査法解剖実施件数	1,420	1,927	2,402	2,610	2,848	3,115	3,181	2,994	3,221	3,298	3,145	3,535	3,907
その他の解剖実施件数	9,264	8,787	9,304	9,487	9,584	8,987	7,914	7,241	6,460	6,507	6,930	6,667	6,565
解剖率	11.3%	11.7%	12.4%	12.7%	12.5%	12.0%	11.6%	10.9%	10.5%	9.8%	10.3%	10.0%	10.1%

※　令和３年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

出典：厚生労働省資料による

このうち、令和７年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、33都道府県において１件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数[注7)]が１人の都道府県もあるなど、人的体制の脆弱(ぜい)性が見受けられる。

近年では、感染症に感染している可能性のある死体について、これらの機関に解剖が委託される

注6）　警察及び海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合。

注7）　ここにおいて法医の数とは、①法医学の教授及び准教授の医師、②死体解剖資格を有し、法医学を専門としている医師、③監察医のうち、厚生労働省で把握している人員数をいう。

TOPICS

ケースも見受けられるが、解剖における感染予防のために望ましいとされる空調設備等が十分に整備されていない機関も多く、施設・設備面での体制が十分とは言い難い。

　こうした中、厚生労働省においては、各地域において、必要な解剖等が実施される体制の構築が推進されるよう、都道府県知事等が必要と判断する解剖等の実施費用を補助する事業や、解剖等の実施に必要な施設及び設備の整備費用を補助する事業、各地域における死因究明拠点の整備を推進するための死因究明拠点整備モデル事業等を実施している。

第６章

死因究明のための死体の科学調査の活用

第１節　薬物及び毒物に係る検査の活用 ……60
第２節　死亡時画像診断の活用 ……65

第１節 薬物及び毒物に係る検査の活用

１　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号58】（再掲）

P24【施策番号25】参照

２　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号59】（再掲）

P53【施策番号55】参照

３　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号60】（再掲）

P49【施策番号49】参照

４　各地域における死因究明に係る薬毒物検査の持続可能な体制の検討及び整備への支援

【施策番号61】

死因究明に係る薬毒物検査については、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われることが重要である。

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和４年度から、死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）を実施している。

薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案する医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

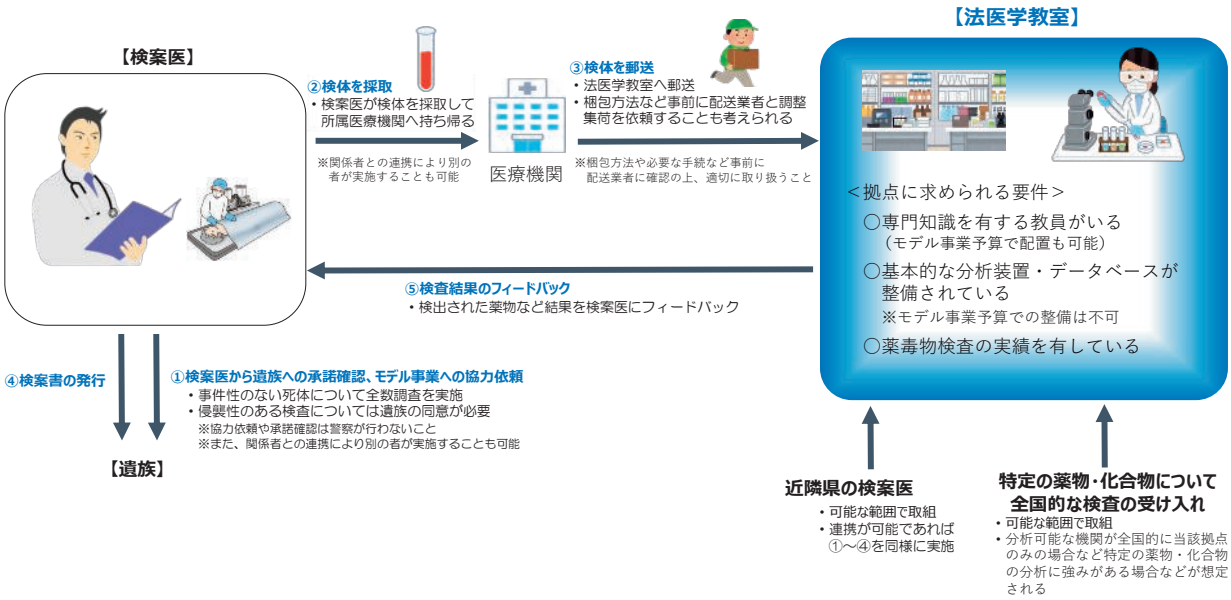
令和６年度以降、これまでの成果や課題を踏まえ、他大学との連携により、検査可能な薬毒物の拡大やコスト削減等を検討すること等を各地域における取組内容の具体例として事業実施要綱に明記している。

令和７年度は、１大学で当該事業を実施しているところ、引き続き、薬毒物検査を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資6-1-4　死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）のイメージ

具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。



出典：厚生労働省資料による

5　必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号62】（再掲）

P37【施策番号32】参照

6　警察における必要な定性検査の適切な実施

【施策番号63】

警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。

令和７年中に警察が取り扱った死体20万4,562体のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは19万3,126体（94.4%）であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは9,357体（4.6%）であった。

資6-1-6　科学捜査研究所等における分析機器による薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	173,220	196,103	198,664	204,184	204,562
うち薬毒物定性検査実施体数（※）	9,478	8,611	8,999	8,384	9,357
実施率	5.5%	4.4%	4.5%	4.1%	4.6%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき、科学捜査研究所等において分析機器により実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

7　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号64】（再掲）

P38【施策番号33】参照

8　海上保安庁における必要な予試験の確実な実施

【施策番号65】

海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。

令和７年中に海上保安庁が取り扱った死体329体のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは131体（39.8%）であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。

資6-1-8　海上保安庁における薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	276	355	331	381	329
うち薬毒物検査実施体数（※）	53	45	52	146	131
実施率	19.2%	12.7%	15.7%	38.3%	39.8%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

９　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号66】（再掲）

P52【施策番号53】参照

TOPICS

7 大阪大学における取組

大阪大学は、令和７年度の死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）（P60【施策番号61】参照）に採択された。

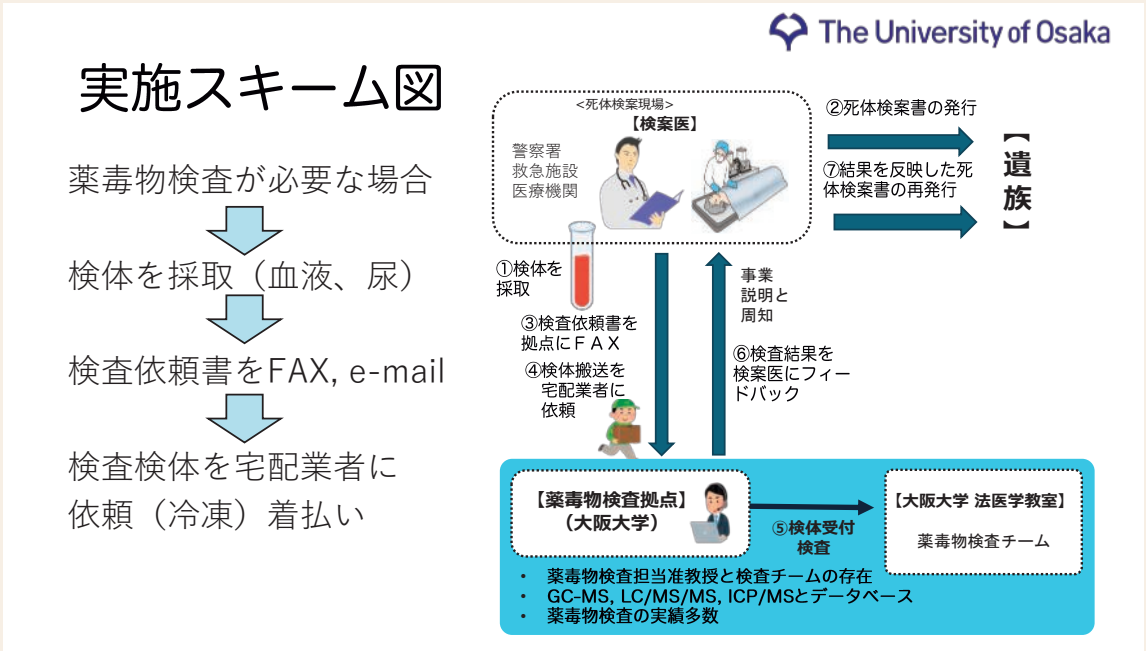
中心となる法医学教室は、近年、大阪府内の法医解剖の半数近くを担うとともに、平成26年度から国立大学法人運営費交付金等を活用した「死因究明学の創造と担い手養成プラン」事業、令和５年度から「次のいのちを守る人材育成教育研究拠点形成事業」を推進し、歯学研究科、薬学研究科とともに死因究明等高度専門人材の育成と死因究明等に関連する最新科学データの集積を行ってきた。

また、薬毒物検査についても、法医学教室に薬毒物検査チームを設置し、准教授（現教授）をリーダーとして検査実施者５～６名の体制で実施してきた。

今回の事業の最大の特徴は、検案は警察協力医のみならず救急医も少なからず行っていることから、救急医療機関からも検体の受け入れを行うこと、検体搬送に宅配便を活用すること等、今後の検査拠点としての稼働を念頭においたことである。

また、大阪府警察医会通常総会での説明、Webでの書類等の掲載、一般社団法人日本中毒学会西日本地方会でのアナウンス等の広報を行い、警察協力医及び救急医から受け入れる体制を整えた。

今後は、より一層の自動化と依頼元への迅速な結果報告、そして死体検案書への反映等死因究明の一助になることを目指している。



出典：大阪大学による

第２節　死亡時画像診断の活用

１　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号６７】（再掲）

P24【施策番号25】参照

２　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号６８】（再掲）

P53【施策番号55】参照

３　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号６９】（再掲）

P49【施策番号49】参照

４　死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号７０】（再掲）

Ｐ６【施策番号７】参照

５　小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

【施策番号７１】（再掲）

Ｐ７【施策番号８】参照

６　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号７２】（再掲）

P38【施策番号33】参照

7　死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化

【施策番号73】（再掲）

P39【施策番号34】参照

8　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号74】（再掲）

P52【施策番号53】参照



第７章

身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

1　歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号75】（再掲）

P27【施策番号29】参照

2　「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号76】（再掲）

P39【施策番号35】参照

3　身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号77】（再掲）

P41【施策番号36】参照

4　歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等

【施策番号78】

厚生労働省においては、歯科情報による身元確認の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和３年３月に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和３年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。

令和４年度以降は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施するとともに有識者ヒアリングを行い、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行っている。

令和７年度は、先行している電子カルテ情報の標準化等の医療DXの取組を踏まえ、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間において共有すべき情報等について検討を行った。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資 7-4　**歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要**

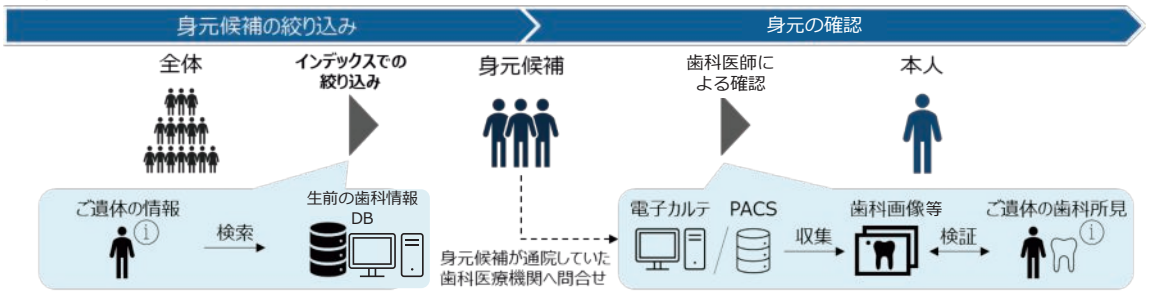
歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要

○　標準形式で保存された歯科情報（生前）のデータベース構築により、データベースの情報と身元不明遺体のデンタルチャート（死後情報）の突合が可能となり、大規模災害等において効率的な身元確認につながることが期待される。

○　レントゲン等の画像情報については、デンタルチャートで候補者を絞り込んだ上で、歯科医療機関から画像情報を収集し、歯科医師が確認することで、身元の確定につなげることが可能である。

○　一方で、生前の歯科情報データベース構築には、歯科医療機関からの歯科情報の収集方法、コストも含めた維持管理等の課題がある。

<イメージ>



出典：令和６年度　「歯科情報のデータベース構築に係る検証事業」報告書　一部改変

- 歯科情報を踏まえた身元確認の方法については、引き続き調査検討事業を通じて検討を進めていく。
- なお、現在、政府では全国で傷病名等の医療情報を共有する仕組みとして、「電子カルテ情報共有サービス」の構築を進めており、歯科・医科の医療機関間等での連携を図る観点から、今後、歯科医療に関する情報の登録についても検討することとしている。

出典：厚生労働省資料による

5　身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号 79】（再掲）

P44【施策番号 41】参照

第８章

死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第１節　死因究明により得られた情報の活用 ……72
第２節　死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進 ……78

第１節 死因究明により得られた情報の活用

１　死因・身元調査法に基づく通報の実施

【施策番号80】

警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第９条の規定に基づき、死因・身元調査法第４条の規定による調査、第５条の規定による検査又は第６条の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。

令和７年中の、警察における死因・身元調査法第９条の規定に基づく通報等の件数は724件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。

資8-1-1-1 警察における死因・身元調査法第９条の規定に基づく通報等件数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
通報件数	1,497	2,045	870	752	724

出典：警察庁資料による

資8-1-1-2 海上保安庁における死因・身元調査法第９条の規定に基づく通報件数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
通報件数	0	0	0	0	0

出典：海上保安庁資料による

２　解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

【施策番号81】

厚生労働省においては、令和７年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断等に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上の改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。

３　異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号８２】（再掲）

Ｐ４【施策番号４】参照

４　都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号８３】（再掲）

Ｐ４【施策番号５】参照

５　死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

【施策番号８４】（再掲）

Ｐ８【施策番号９】参照

６　検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号８５】（再掲）

Ｐ６【施策番号６】参照

７　死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討

【施策番号８６】（再掲）

P51【施策番号51】参照

８　CDRに関する体制整備についての必要な検討

【施策番号８７】

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。

厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律

第104号）や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和２年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、都道府県を実施主体として予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業を開始した。

令和５年４月にCDRについては、厚生労働省からこども家庭庁に移管されたが、引き続き、上記事業の推進及びCDRの体制整備等に向けた検討を進めている。

こども家庭庁においては、令和７年４月には「CDRの制度のあり方に関する検討会」を立ち上げ、全国展開に向けた制度のあり方を検討するため、当事者であるご遺族や自治体等の関係者から丁寧にヒアリングを行いながら、CDRの体制整備について検討を行っている。

資8-1-8　予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業の概要

こども家庭庁

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業　拡充　成育局 母子保健課

令和８年度予算　１億円（１億円）【令和２年度創設】

目　的

○ 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

○ 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内　容

（１）推進会議
医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（２）情報の収集・管理等
こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（３）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）
死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

（４）グリーフケアの対応・提言した予防策の実装（リーフレット作成等）
（１）～（３）を踏まえた提言等に基づき、必要に応じて、グリーフケアへの対応や、予防策の周知を行うリーフレットの作成等を行う。

【事業の流れ】
① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

◆ 実施主体　：都道府県
◆ 補 助 率　：国１０／１０
◆ 補助基準額　：年額　14,064千円

事業実績

◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和６年度：10自治体
（北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県）

出典：こども家庭庁資料による

９　虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有

【施策番号88】

虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有については、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について関係省庁が協議を行い、令和４年４月に関係機関・関係団体へ周知を行った。

また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和４年６月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学（大学の学部を含む。）」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる児童が外傷を負うに至った原因及び経緯、重症度等に関する意見を求めることや、児童を法医学教室等に同行させることが可能な場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほかに外傷があるか等についても意見を求めること等がより円滑に行われることが期待される。

上記の児童福祉法の改正（令和６年４月施行）の内容とその趣旨については、令和４年８月に関係機関・関係団体へ通知し、一層の連携強化を図っている。

TOPICS

8 鹿児島大学における入浴死予防に関する取組

浴室内突然死、いわゆる入浴死は入浴中やその前後に起こる予期しない突然死のことであり、日本では入浴死が諸外国に比べて多いといわれており、特に65歳以上の高齢者の発生率が高いため、今後さらに増加することが予想されている。入浴死の病態としては、脱衣所、浴室、浴槽内の各温度差や、それに伴う血圧変動、いわゆる“ヒートショック”が原因で浴槽内において不整脈、心臓発作、脳虚血が起こることで、そのまま死亡したり、意識を消失し溺死したりすることが想定されているが、法医解剖まで実施される例が少なく、正確な病態機序は十分に解明されていない。鹿児島大学法医学分野では、鹿児島県警察の協力のもと平成18年から令和元年までに鹿児島県内で発生した全入浴死検視例（2,689例）について疫学的調査を実施し、鹿児島県内の各地域別（19か所）に入浴死が有意に発生しやすい環境気温（最高気温・最低気温・日内気温差）を特定した。そして、令和5年11月から令和6年2月までを第1期として、鹿児島県内の各メディア、鹿児島大学法医学分野ホームページ（下図）やLINEアプリ（民間企業との共同開発）を通して、入浴死の危険度に応じて危険・警戒・注意の3段階で「入浴時警戒情報」を発令することで社会実装化し、県内の入浴死の発生を予防する活動を行ってきた。

令和7年度は、入浴時警戒情報の発令第3期目になるが、令和7年11月1日から令和8年2月28日までの間、地元放送局・地元新聞社、鹿児島大学法医学分野ホームページ、LINEアプリ等を通して警戒情報を毎日発表した。入浴時警戒情報の発令期間中の入浴死者数は116人と、発令前の年間104～147人（中央値116人）に比べて大きな変化はみられなかった。一方、死者数のうち60歳代以下は7人（各月平均1.8人）と、発令前の年間12～28人（各月平均4.4人）に比べて統計的に有意に減少した。さらに、60歳未満の死者数は0人であり、これらの変化は入浴時警戒情報を発令した3年間継続されている。また、第1期から第2期までの発令を通して、70歳代以上の方々への周知活動が重要と考え、令和7年度は地域の老人クラブ（10か所、計146名参加）に出向き、入浴死に関する教育講演とLINE登録補助を実施するとともに、社会福祉協議会等と協力して広報のチラシを配布した（約2,000枚）。これらの活動により、LINE登録に関しては70歳以上、80歳以上の登録者数に前年比でそれぞれ45%、70%の増加がみられた。令和7年度も70歳以上の死者数に減少はみられなかったが、今後さらに入浴時警戒情報の周知を図りながら、発令を継続することで鹿児島県内の入浴死者数ゼロを目指したい。鹿児島県内での入浴時警戒情報の有効性が証明された暁には、他県警察の協力を得て、入浴時警戒情報を全国に展開し、入浴死の撲滅を目指したい。

鹿児島大学法医学分野ホームページ上の入浴時警戒情報



出典：鹿児島大学による

TOPICS

9　香川県におけるCDRを通じたグリーフケアの取組

香川県では、CDRの取組を通じ、こどもを亡くされた遺族へのグリーフケアの重要性が共通認識され、優先的に取り組むべき課題の一つとして取り上げられた。こどもの死は、すぐには受け入れることが難しいことが多く、悲嘆（グリーフ）の表れ方や時期も一人ひとり異なるため、必要とされるサポートのタイミングや内容も多様である。また、その影響は両親のみならず、兄弟姉妹、祖父母、学校の友人や教職員等、広範囲に及ぶ。そのため、グリーフケアを医療現場だけでなく地域全体で担い、多様な立場の人々から遺族へ適切なグリーフケアが行われ、加えて情報を届ける仕組みが必要である。

香川県では、まず初めに、日常的に住民と接する機会の多い保健師等に対し、CDRの役割と重要性の理解を促した。具体的には、CDRの目的や取組について周知を図り、個別検証会議のデモンストレーションを通じて具体的な検証プロセスへの理解を深めた。その後、６か月児のSIDS（乳幼児突然死症候群）模擬事例を用いたグループワークを実施し、具体的な予防策の検討及び提言の取りまとめを行った。これらの一連のプログラムを通じ、日頃の保健活動が乳幼児の死亡予防に直結することを再認識した。また、その役割を果たすためには、常に具体的な予防策を意識した支援を提供する必要があることを参加者全員で改めて共有した。あわせて、厚生労働科学研究にて作成された、遺族向け情報提供ツール「グリーフカード」の活用方法についても検討を重ねた。現場の保健師等からは、カードの内容が当事者に寄り添ったものであるとの評価に加え、「市民課窓口でそっと手渡すのが望ましい」「訪問時にいつでも渡せるよう常備すべき」といった具体的な活用案が示された。現在、このカードは各市町に配布され、一部市町では市民課を含む窓口での配布が開始されている。

特に、周産期のグリーフケアについては、令和７年度に創設された「妊婦のための支援給付」では、流産・死産を経験された方も対象となることから、市町が独自に、グリーフケアについての情報、制度や相談先を案内したリーフレットを作成し、死産届の手続を行う市民課等で手渡した後に母子保健担当課へとつなぐ連携体制が、県内自治体の約半数にまで広がった。また、県や各市町のWebサイトにおいても、グリーフケアに関する知識や相談先、自助グループの情報掲載を行うなど、情報発信にも注力した。

一方で、実際に支援に関わる保健師や助産師等から、声のかけ方や関わり方の難しさを訴える声も寄せられた。そこで、支援の充実を図るべく、保健師や助産師等の支援者を対象に、ロールプレイを取り入れた支援者対象研修を実施し、具体的なコミュニケーション技術や関わり方の基本を習得する機会を設けた。研修を通じて「相談先や自助グループの情報をそっと渡すだけでも十分な支援になる」という認識の共有を図り、日常業務の中で自然に情報を届け、寄り添える体制を整えている。支援者対象研修は、遺族への支援の質の維持向上のため継続して実施している。

今後は、母子保健分野にとどまらず、事故や自殺等による学童期以降の死亡事案についても適切な支援が行き届くよう、警察、児童相談所、学校等多様な関係機関において広くグリーフカードの活用を促していく。





第２節　死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

１　犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号89】

警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

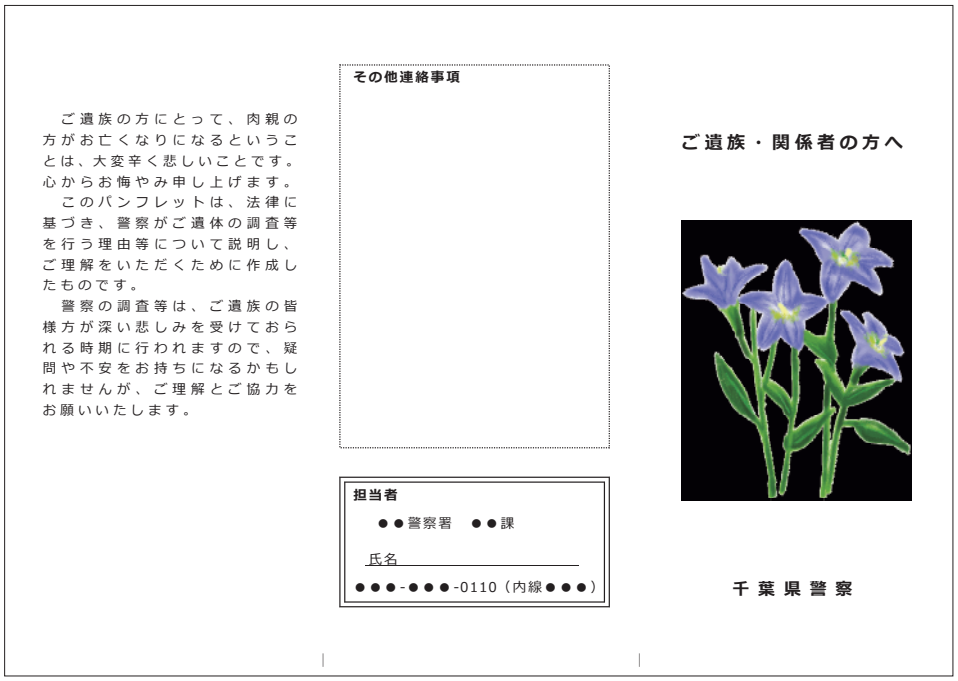
２　犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号90】

警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。

また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配意した適切な対応に努めている。

資8-2-2　遺族説明用パンフレット（千葉県警察）



ご遺族の方にとって、肉親の方がお亡くなりになるということは、大変辛く悲しいことです。心からお悔やみ申し上げます。
このパンフレットは、法律に基づき、警察がご遺体の調査等を行う理由等について説明し、ご理解をいただくために作成したものです。
警察の調査等は、ご遺族の皆様方が深い悲しみを受けておられる時期に行われますので、疑問や不安をお持ちになるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

その他連絡事項

担当者
●●警察署　●●課
氏名
●●●-●●●-0110（内線●●●）

ご遺族・関係者の方へ

千葉県警察

出典：警察庁資料による

3　解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼

【施策番号91】

警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

4　死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知

【施策番号92】

厚生労働省においては、医師が死亡診断書（死体検案書）を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル[注8)]を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書（死体検案書）の内容について遺族へで

注8）https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/

きるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。

令和７年度も、前年度に引き続き、当該マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。

資8-2-4　令和７年度版　死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル



出典：厚生労働省資料による



第９章

情報の適切な管理

1　死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底【施策番号93】

厚生労働省においては、令和７年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。

文部科学省においては、令和７年度中に開催された全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。

警察、検察庁、海上保安庁及びこども家庭庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。